

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	三条市
4. 届出番号	15
5. 独自利用事務の事例番号	85の2-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.sanjo.niigata.jp/madoguchi/page00394.html">http://www.city.sanjo.niigata.jp/madoguchi/page00394.html</a>

執行機関名 三条市長

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	若者世帯向け賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	61の2	
③番号法別表第2の項	85の2	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三条市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第23の項 若者世帯向け賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第1条	三条市営住宅条例第2条、第3条第5号
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。	第2条 市民の居住の安定と福祉の増進を図るため、公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び若者世帯向け賃貸住宅を設置する。 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (5) 若者世帯向け賃貸住宅 若年層の定住及び地域の活性化を促進するため市が管理、運営を行う賃貸住宅で、法、改良法及び特定住宅法の規定によらないものをいう。
⑦独自利用事務の関連規範		三条市営住宅条例                      特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 三条市営住宅条例施行規則